

薦挙ノ投票ニハ被選人并薦挙人ノ住所姓名ヲ記シ捺印糊封ノ上予定ノ日之ヲ薦挙会上ニ出スベシ但本文ノ手續ヲ尽サス為メニ其何人ナルヲ知ルニ由ナキカ若クハ疑似ニ渉ルハ郡長ハ其投票ヲ無効トナシ之ヲ棄却スルコトヲ得

又其第六條ニハ

投票終ルノ後郡長ハ選舉人ノ目前ニ於テ之ヲ披封シ投票多数ノモノ五名ヲ撰シ投票同数ナルモノハ年長ヲ取り今年ナレハ籤ヲ以テ定ム若シ其薦ヲ辞スルモノアルカ又ハ此規則ニ於テ不適當ナルトキハ順次投票多数ヲ得タルモノヲ取り県令ニ具状スルモノトストアリ郡長ヨリ予シメ撰挙会ノ日ヲ定メ其郡内ニ達シタル以上ハ必ス其予定ノ日ヲ以テ投票ヲ差出スノ日ト為スヘク又其投票即日開票スヘキモノナルコトハ法文ニ依リ明瞭ナリトス然ラハ若シモ其予定ノ日之ヲ差出サ、ルモノアルトキハ其權利ヲ拋棄セシモノト認メ之レニ係ハラス其他ハ直チニ披封スヘキモノナルニ愛甲郡長ハ何故カ其差出サ、リシ者ニ対シテハ撰挙権ヲ拋棄セシモノナリト為シナカラ自カラハ却テ右布達ノ意ニ背キ即日披封ヲ為スコトヲセス之ヲ七日ヲ經過シタル三月廿七日ニ開票セシハ誠ニ不法ノ所為ト云ハサルヲ得ス抑モ撰挙状ノ如キハ予定ノ日ヲ以テ其選舉会上ヘ差出サセ撰挙人ノ目前ニ於テ開封スヘキコトハ誠ニ当然ノ

儀ニシテ法文ニ依ルモ又府県会規則及其他ノ撰挙等ニ係ル慣例ニ拠ルモ必然トセサルヲ得サルモノナルニ今回愛甲郡長カ三増村人民ニ対シテハ法律ノ意志ニ依リ權利ヲ拋棄セシモノナリトシテ之ヲ斷行シナカラ却テ自カラ違法ノ所為ヲ行ヒタルハ私共人民ノ誠ニ疑ヒ切ニ怪シム処ニシテ私共人民ハ如斯不法ノ所為ヲ甘スル能ハス況ンヤ之レカ為メニ私共人民ノ希望ヲ屬セサル人物ニ任セラ、ル、ニ至リタル如キ如何ニ忍耐セントスルモ忍ヒ能ハサル儀ニ付何卒情實御賢察ノ上願之通り違法ノ廉アル該撰挙会ハ御取消被成下度連署ヲ以此段奉懇願候以上

猶本文ニ尽サ、ル事情等夥多有之候間御尋問次第詳細可奉陳述候而シテ愛甲郡長ヨリ撰挙会ヲ開クノ達書写及予定ノ日ニ於テ開票セサリシノ証拠物ノ写等左ノ通りニ御座候

丙第九号

田代村外三ヶ村

其部轄戸長之儀已ニ撰挙セシメ候処右詮議ノ次第有之取消候旨本県ヨリ達有之候ニ付明治十七年甲第四十九号布達末段ニ依リ更ニ來ル廿日午前第十一時撰挙投票差出スヘシ此旨相達候事

但撰挙会ハ部轄戸長役場ト定ム

明治十八年三月十八日

愛甲郡長 中丸稻八郎

番外

田代村外三ヶ村戸長撰拳投票予テ差出シ有之候明二十七日午前第八時其役場へ郡書記出張開札候間三ヶ村投票委員刻限出頭候様通知有之度此段通達及候也

明治十八年三月廿六日

愛甲郡役所

田代村外三ヶ村戸長役場筆生御中

明治十八年四月六日

右

小長井 崎太郎

杉浦 花吉郎

井上 万吉

平本 清三

諏訪部 重三郎

神奈川県令 冲 守固殿

(三)

契約書

自分共儀貴殿エ左ノ事件ヲ委任ス

一 田代村外三ヶ村戸長撰拳会ニ付違法ノ廉アルヲ以右取消ヲ求ムル為メ愛甲郡長ヲ被告トナシ行政裁判ヲ仰ク事

一 右審理中若シモ該件ニ付県令ヨリ愛甲郡長江指示セシカ如キ事アルヲ発見スル場合ニ於テハ県令ヲモ被告ト為シ正当ノ裁判ヲ仰ク事

右出訴ヨリ結局迄ヲ委任シ其実費トシテ別紙証書ノ金額相渡申候且斯委任スル以上ハ貴殿ニ於テ自分共ノ利益ノ為メ尽サル、ハ勿論ノ儀ニ付如何様ノ取斗アルモ自分共ニ於テ聊異議無之候依テ契約スル如件

明治十八年四月六日

神奈川県愛甲郡半原村

井上 万吉

同県同郡田代村

平本 清三

同県同郡三増村

小長井 崎太郎

同県同郡角田村

松浦 花吉郎

横浜太田町四丁目

歌木伸一殿

諏訪部 重三郎

三増村平民

小長井 崎太郎

全

松浦 花吉郎

半原村

井上 万吉

田代村

平本 清三

角田村

諏訪部 重三郎

右ノモノトモ各村惣代ト称シ去ル六日出庁田代村外三ヶ村戸長推薦投票取消願持參尚事陳述致度趣ニ付主務者於テ委細承リ届候処最初戸長撰挙委員撰定ノ達シ一般ニ行渉ラサル曖昧ノ措置ニ出タルモノニテ右ノモノ等ハ委員撰定スル能ハス則チ不正ノ投票タルニ付取消シテ請願スルト云ヲ主トシ現戸長從來ノ非ヲ鳴ラス等喋々致候得共右等ハ請願ノ理由無之モノニ付種々説諭ヲ加ヘ候処飽迄願書受理相成度旨ヲ主張致シ候ニ依リ遂ニ書記官ニ於テ懇篤御説得ノ末漸クニシテ願書持參掃村致候得共到底委員撰挙方等ノ措置失当ト致シ居候哉ニ相見ヘ實際右様之義有之テハ不都合ノ次第ニ付兎ニ角戸長撰挙委員撰定ノ達シヲナシタル時日及ヒ違ノ周到スヘキ手續投票ノ員數其他ノ顛末詳細御取調至急御申越相成度命ニ依リ此段及御照會候也

明治十八年四月八日

庶務課長一等属 増田 知

愛甲郡長 中丸稻八郎殿

上 申 書

相模国愛甲郡

田代村
角田村
半原村

右三ヶ村人民惣代奉申陳候当所轄前戸長大矢邑三郎任命以来去明治

十七年十月中予テ上聞ニ達シ候当郡内有志者減租請願ノ件ヨリ半原村井上萬吉三増村小長井崎太郎彼ノ部内ノ人民ヲ誘導シ動スレハ人民惣代ノ名義ヲ冒シ戸長邑三郎江種々ノ云々ヲ申掛ケ夫レカタメ同人儀ハ本年一月中解職致シ候ニ付後任戸長撰挙之儀愛甲郡長ヨリ被相達同月三十一日該選挙会開ニ相成同年二月中三増村平民池田良助ヘ御任命被遊候趣ノ処同人ハ病氣ノタメ奉職相成リカタク旨申立候ニ付該撰挙之儀ハ詮議ノ次第之アリ取消候旨其筋ヨリ被達依之更ニ再撰致スヘキ旨本年三月十八日日本郡長ヨリ御達ニ付同月十九日選挙委員ヲ撰定シ該委員ヨリ翌二十日戸長撰挙投票シ同日開札相成ベクノ処井上万吉小長井崎太郎平本清三等三増村人民ヲ煽動シ同村棟岩院ヘ集合致サセ今回ノ戸長ハ官撰ニテ御撰定相成候様請願スルコトニ決シタルニ付戸長撰挙投票スルニ不及ト詐言シ全村小民等ノ調印ヲ要シ而シテ半原村田代村角田村ノ悪民ヲモ数名調印致サセ意外ノ混雜ヲナシ居内同月廿七日日本郡長ニ於テ三増村人民ヨリ投票差出サヽルニ付同村投票ハ無効トナシ三ヶ村撰挙委員一同立会ノ上御開札相成依テ同月三十日半原村平民染矢三郎ヘ連合戸長御任命被遊誠ニ其当ヲ得タル者ト一同感服罷在候処豈凶ランヤ右不平ノ者共相謀リ戸長撰挙会并全撰挙委員撰定不正ノ所為有之ニ付染矢三郎ハ人民ノ不希望ト唱ヘ今回三増村小長井崎太郎杉浦花吉郎半原村井上万吉田

代村平本清三角田村諏訪部重三郎ノ五名ヨリ違法ノ投票取消シ而シテ戸長染矢三郎ヲ速ニ解職セラレ度旨御庁江請願候由実ニ正路ノ人民黙止スル能ハス惣代ヲ以右理由上申方切ニ私共へ依頼候間閣下ノ拜閱ヲ仰キ彼等ノ所為詳細開陳仕度此段上願候也

右

明治十八年四月十四日

半原村 白井 藤左衛門

甘利 惣右衛門

佐藤 嘉助

角田村 関 根 八十八

田代村 山 口 平八郎

神奈川県令 沖 守固殿

(控書「大矢ゑひ氏蔵」)

㊦ 戸長集會規定

庶第千百七号

戸長集會ノ儀今般号外ヲ以テ相達セラレ其規定左之通御内定相成候間此段及通知候也

明治十九年四月二十二日

庶務課長 竹村二等属印

大住洵綾郡長 飯岡頼重殿

戸長集會規定

一 本会ハ長次官ノ内会頭ト為リ行政上ノ順序ヲ協議シ又ハ諮問アレハ其意ヲ陳ルモノトス

一 會員ハ每郡区二名ツ、互撰ヲ以テ之ヲ出シ毎会一員ツ、交代スルモノトス

一 集會ハ午前第九時ヨリ開クモノトス

一 諮問ハ其按ヲ配付シ答議ハ着席ノ順序ニ依リ各別ニ之ヲ為スヘシ

一 総テ発言ノ時ハ先ツ其郡区各役場名ヲ唱フベシ

一 會員病氣其他ノ事故アリテ參會スベカラサルトキハ届書ヲ出スベシ

ベシ

一 毎会ノ願末ハ之ヲ筆記シ県庁属官之ヲ担当スルモノトス

(本県内達「明治一七年」伊勢原市役所蔵)

㊦ 町村総代人に關する件達(二一二)

(一)

甲第十号

町村総代人ノ儀本年二月半数改撰スヘキ定規ノ処詮議ノ次第有之本年六月マテ右改撰延期候条此旨布達候事

明治十二年一月十六日

神奈川県令 野村 靖

伸縮スル事

(一)

甲第七百七号

第二款 其町村ノ經費ヲ予算シ及ヒ其賦課法ヲ設クル事

本年^六月本県甲第七百七号ヲ以町村会規則布達候就テハ右町村會議員選

第三款 其町村共有ノ財産ヲ処分シ及ヒ之ヲ維持スルノ方法ヲ設
クル事

定ノ上ハ去ル明治十年^八月本県甲第八拾九号布達ヲ以設置候町村総代

第四款 其町村共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金穀等ヲ借入又ハ貸与

人ノ儀ハ相廢シ候条此旨布達候事

スル事

明治十二年六月廿五日

神奈川県令 野村 靖

第五款 其町村ノ負担スル戸数割稅ヲ徵收スル為メ各戸出金ノ乘

(神奈川県布達)

率ヲ定ムル事

第六款 議事ノ細則ヲ議定スル事

八〇 神奈川県町村会規則 (一一二)

(一)

甲第七百七号

第二条 町村会ハ通常会ト臨時会トノ二類ニ別ツ其定期ニ於テスル

町村会規則別紙ノ通相定候条此旨布達候事

者ヲ通常会トナシ臨時ニ開ク者ヲ臨時会トス

明治十二年六月十三日

神奈川県令 野村 靖

第三条 臨時会ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事件ヲ議ス

(別紙)

ルヲ得ス

町村会規則

第四条 町村会ハ其議スヘキ事件ノ數町村ニ関涉スル者ハ該各町村

第一章 総則

ノ議員連合シテ開クコトヲ得

第一条 町村会ハ左ニ掲クル各款ヲ議定ス

第五条 前条ノ場合ニ於テ議員多數ニ過クルトキハ該町村ノ協議ヲ

第一款 其町村限ノ經費ヲ以テ支弁スヘキ事業ヲ興廢シ或ハ之ヲ

第六條 通常会臨時会ヲ論セス會議ノ議案ハ戸長ヨリ之ヲ發ス

ニ掲クル各款ニ照シ当ニ議スヘキモノト認ムルニ於テハ直ニ會議ノ議案ト為スヘシ

但意見書ヲ出スハ少ナクモ開會ヨリ三日以前タルヘシ

第八条 第四条ノ開會ニ係ル第六条第七条ノ事件ハ各戸長協議ノ上之ヲ定ム

第九条 町村会ノ決議ハ議長ヨリ戸長ニ届出然ル後施行スルモノトス戸長ハ之ヲ郡区长ニ報告シ郡区长ハ県令ニ具申ス

但シ決議ノ趣ハ戸長ヨリ三日以内ニ其町村内ニ公告スヘシ

第十条 通常会期中議員ノ内其町村ノ利害ニ関スル事件ニ付県令ニ建議セントスル者アレハ之ヲ會議ニ付シ過半数ノ同議ヲ得タルト

キハ其町村又ハ其会ノ名義ヲ以テ建議スルコトヲ得

第十一条 町村会ハ県令又ハ郡区长ヨリ其町村ニ施行スヘキ事件ニ付意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス

第十二条 議長副議長及議員ハ俸給ナシ但書記ノ俸給ハ會費ノ中ヨリ之ヲ支給ス

第二章 選挙

第十三条 町村会ノ議員ハ其町村戸数ノ多寡ニ從ヒ之カ員数ヲ定ムル左ノ如シ

戸数百戸未満

議員拾人以下

同百戸以上二百戸未満 全 拾五人

同二百戸以上四百戸未満 全 二十人

同四百戸以上六百戸未満 全 廿五人

同六百戸以上八百戸未満 全 三十人

同八百戸以上一千戸未満 全 卅五人

同一千戸以上 全 四十人

第十四条 町村会ノ議員タルヲ得ヘキ者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ其町村内ニ本籍住居ヲ定メ其町村内ニ於テ土地ヲ有スル者ニ限

ル但左ノ各款ニ掲クル者ハ議員タルコトヲ得ス

第一款 懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレ

タル者

但滿期後七年ヲ経タルモノハ此限ニアラス

第二款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第三款 官吏教導職及県會議員

第十五条 議員ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ

其町村内ニ本籍住居ヲ定メ其町村内ニ於テ土地ヲ有スル者ニ限

但シ前条ノ第一款第二款ニ触ル、者ハ選挙人タルコトヲ得ス

第十六条 議員ヲ選挙セントスルトキハ戸長ハ少ナクモ十日以前ニ

選挙会ヲ開クヘキ旨ヲ公告シ其町村役場ニ於テ投票ヲ為サシムヘ

シ但シ便宜ニ依リ役場外ニ於テ選挙會ヲ開クコトヲ得

第十七条 投票ハ戸長ヨリ付与シタル用紙ニ選挙人自己ノ住所姓名

及ヒ被選人ノ住所姓名ヲ記シ予定ノ日之ヲ戸長ニ出スヘシ但投票

ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ

第十八条 投票ハ選挙人ノ面前ニ於テ戸長之ヲ披閱シ最モ多数ノ者

ヲ以テ当選人トシ同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ圖ヲ以テ定ム

第十九条 投票披閱終ルノ後戸長ハ選挙人名簿ニ就テ投票ノ当否ヲ

査シ又被選人名簿ニ就テ当選ノ当否ヲ査シ若シ法ニ於テ不適当ナ

ル者アルカ或ハ当選人自ラ其選ヲ辞スルトキハ順次投票ノ多数ヲ

得タル者ヲ取ル

第二十条 当選人ノ当否ヲ査定スルノ後戸長ハ其当選人ヲ役場ニ呼

出シ当選状ヲ渡シ当選人ハ請書ヲ出スヘシ但當選人請書ヲ出シタ

ル後戸長ハ其姓名ヲ町村内ニ公告スヘシ

第二十一条 第五条ニ於テ定メタル減員ヲ為スハ該毎町村議員中ニテ

互選投票ヲ以テス

第二十二条 議長副議長ハ議員中ヨリ公選シ戸長ニ届出ヘシ戸長ハ之

ヲ郡区長ニ報告シ郡区長ハ之ヲ稟令ニ具申ス但シ第四条ニ掲クル

會議ヲ開設スルトキハ該各町村総議員ニ於テ該各町村議長中ヨリ

更ニ公選スヘシ

第三十二条 書記ハ議長之ヲ選ヒ庶務ヲ整理セシム

第三十三条 議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全数ノ半ヲ改選ス但シ第

一回ニ二期ノ改選ヲ為スハ抽籤ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

第三十四条 議長副議長ノ任期ハ二年トシ議員ノ改選毎ニ之ヲ公選ス

ヘシ

第三十五条 前二条ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再選スルコトヲ得

第三十六条 議員中第十四条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スル者アルカ

其町村外ヘ転住スルカ又ハ死去シタルトキハ更ニ其欠ニ代ル者ヲ

選挙ス其疾病等止ムヲ得サル事故ナクシテ開會ノ招集ニ応セサル

者ハ退職者トシ亦其欠ニ代ル者ヲ選挙ス

第三章 議則

第三十七条 議員半数以上出席セサレハ当日ノ會議ヲ開クコトヲ得ス

第三十八条 會議ハ過半数ニ依テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ可否

スル所ニ依ル

第三十九条 戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スル

ヲ得ルト雖トモ決議ノ数ニ入ルコトヲ得ス但第七条ニ掲クル議案

ノ旨趣ハ意見書ヲ出セル議員之ヲ弁明スルコトヲ得

第四十条 會議ハ傍聴ヲ許ス但戸長ノ需メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ

以テ傍聴ヲ禁スルヲ得

第卅二条 議員ハ會議ノ事項ニ方リ充分討論スルヲ得ルトイヘトモ
然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス

第卅三条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ背キ議長之
ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去
セシムルヲ得其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルヲ得

第四章 閉閉

第卅四条 町村会ハ毎年五月十一月ニ於テ之ヲ開ク其閉閉ハ戸長ヨ
リ之ヲ命シ会期ハ十日以内トス但戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日
限ヲ伸ルコトヲ得ルト雖モ直ニ其事由ヲ郡区長ニ報告シ郡区長ハ
之ヲ県令ニ具申スヘシ

第卅五条 通常會議ノ外會議ニ付スヘキ事件アリテ戸長ヨリ開會ヲ
需ムルカ又ハ議員全數三分一以上ノ同議ヲ以テ開會ヲ求ムルトキ
ハ臨時會ヲ開クコトヲ得但戸長ハ該會ヲ要スル事由ヲ直チニ郡区
長ニ報告シ郡区長ハ之ヲ県令ニ具申スヘシ

第卅六条 會議ノ論說法律又ハ規則ヲ犯シ或ハ権限ヲ超ユルコトア
リト認ルトキハ戸長ハ其會議ヲ中止セシメ郡区長ニ具狀シ郡区長
ハ之ヲ県令ニ具申シテ其指揮ヲ乞フヘシ

第卅七条 會議中法律又ハ規則ヲ犯シ或ハ権限ヲ超ユル等ノ不都合
アリト認ムルトキハ県令ヨリ閉會ヲ命シ又ハ議員ノ解散ヲ命スル

コトアルヘシ

第卅八条 県令ヨリ解散ヲ命シタルトキハ更ニ議員ヲ改選スヘシ

甲第百二十二号

(二)

本年六月本県甲第百一号ヲ以布達候町村会規則第十三条議員定數ノ儀
常々連合會而已ニテ差支無之向ハ該町村ノ協議ヲ以最寄町村連合シ
テ員數ヲ定ムルモ不苦候条比旨布達候事

明治十二年七月七日

神奈川県令 野村 靖

(神奈川県布達)

八二 区町村会規則取設に関する件達 (一一二)

(一)

甲第七十七号

本年四月第十八号ヲ以区町村会法布告相成候ニ付右布告第二条第三条
ニ依リ議會ノ規則ヲ設ケ來六月廿日限り郡区役所ヲ經可差出此旨布
達候事

明治十三年五月三日

神奈川県令 野村 靖

(付箋) 区長村会法布告ニヨリ議會ノ規則ヲ設ケ郡区役所ヲ經テ六月

二十日限り差出ノコト

(一)

甲第八十七号

本月甲第七十七号ヲ以て町村会規則取設ノ儀及布達候ニ付テハ右取設方手続左之通可心得此旨布達候事

明治十三年五月十日

神奈川県令 野村 靖

一 区会及連合町村会ノ規則ハ現行町村会規則第四條第五條ニヨリ区内各町又ハ連合町村ノ議員連合会ヲ開キ先ツ議員中於テ委員人ハ便宜之ヲ撰テ規則草按ヲ編セシメ而シテ之ヲ議決シ郡区役所定ムヘシヲ撰テ規則草按ヲ編セシメ而シテ之ヲ議決シ郡区役所ヲ經テ差出スヘシ

一 町村会ノ規則ハ現設町村会ニ於テ先ツ委員 人員ハ便宜之ヲ撰テ規則ノ草按ヲ編セシメ而シテ之ヲ議決シ郡区役所ヲ經テ差出スヘシ

一 水利土功ノ為メ其關係人民若クハ町村集會ノ規則ハ關係人民若クハ町村於テ申合ノ上之ヲ編製シ郡区役所ヲ經テ差出スヘシ

(神奈川県布達)

八三 町村会規則に關する伺書

今般甲第百壹号ヲ以て町村会規則御頒布相成候處疑議ニ涉候条件左ニ奉伺候

第壹条

第五條ノ内毎町村定員ノ半数以下ヲ適宜減シテ出會スルコトヲ得ト有之候處連合百有餘村ニ涉候トキハ仮令壹町村ニ委員ヲ出會セシムルモ百有餘員ニ相成議員甚過当ナルヲ以利害相同シキ町村ハ協議ノ上數町村ニシテ一兩員ヲ出會セシムルモ妨ケナキ儀ト相心得可然哉

第貳条

町村会議員ヲ選舉スルハ各町村戸數ノ多寡ヲ以其員數ヲ限り選定スヘキ御規則ニ候處各町村ノ内貳百戸以上之村落ニ於テハ之レヲ選定スル者人ニテ數十人ヲ選舉セサルヲ得ス然ルトキハ戸長役場ト雖モ選舉会ヲ開クニ當リ調査上甚錯雜ヲ生シ可申被考候依テハ該町村協議之上ハ老町村ヲ數区ニ分ケ適宜之レヲ選舉スルモ差聞無之候哉

第三條

第三十四條町村会毎年五月十一月ニ於テ之レヲ開ク云々然ルニ本年ノ儀ハ初度ノ會期已ニ經過シタルト雖モ事ノ始創ニ係ルヲ以て目下開會スルモ通常會ト見做シ可然哉

〔草稿綴〕(明治一二年) 山口匡一氏藏

三 大住郡子易村村会規則

相模国大住郡

子易村

本年四月太政官第十八号及本県甲第八十七号布達ノ趣意ヲ体シ右村
村会規則別冊之通議決仕候間御裁定被下度候也

明治十三年十二月廿七日

右村 大津五郎右衛門 (印)

村會議員 大津 六右衛門 (印)

豊嶋 義忠 (印) 大津 佐右衛門 (印)

飯田 三左衛門 (印) 大津 金五郎 (印)

原 太右衛門 (印) 大津 定右衛門 (印)

小川 忠兵衛 (印) 大津治郎右衛門 (印)

山口 岩右衛門 (印) 望月 久兵衛 (印)

鈴木 万吉 (印) 黒石 清左衛門 (印)

飯田 吉左衛門 (印) 戸長 大津 元右衛門 (印)

神奈川県令 野村 靖殿

(別冊)

相模国大住郡子易村村会規則

第一章 総則

第一条 本会ハ一村公共ニ関スル事件及其経費ノ支出徴収法并本村
負担スル地方税戸数割各戸出金ノ額ヲ議定ス

第二条 本会ハ通常会及臨時会ノ二類ニ分ツ其定期ニ於テスルモノ
ヲ通常会トナシ臨時ニ開クモノヲ臨時会トナス

第三条 臨時会ハ其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事ヲ議スル
コトヲ得ス

第四条 通常会臨時会ヲ問ハス議案ハ総テ戸長之ヲ発ス

第五条 本会ハ毎通常会ノ始ニ於テ其前半年度出納ノ決算報告及其
説明ヲ受ケモシ異見アルトキハ其筋工具状スルコトアルヘシ

第六条 通常会期ニ於テ議員ノ内意見書ヲ出スモノアルトキハ戸長
ハ之ヲ第一条ノ趣意ニ照シ当ニ議スヘキモノト認ルトキハ直ニ之
ヲ議題トナスヘシ

第七条 本会ノ評決ハ議長ヨリ戸長ニ届出戸長ハ之ヲ村内ニ公告シ
而シテ後施行スルコトヲ得

第八条 議長副議長及議員ハ俸給ナシト雖トモ開議中ハ弁当料ヲ給
ス其額ハ会議ノ決ヲ以テ定ム

第九条 書記ハ議長之ヲ撰ミ庶務ヲ理セシム其□当ハ会議ノ決ヲ取
リ会費ノ内ヨリ支給スヘシ

第二章 撰 挙

第十条 本会議員ノ定数ハ拾五名トナス

第十一条 本会ノ議員タルコトヲ得ヘキモノハ満二十歳以上ノ男子

ニシテ当村内ニ本籍住居ヲ定メ土地ヲ有スルモノニ限ル但左ノ各款ニ触ル、モノハ議員タルコトヲ得ス

第一款 風癪白痴ノ者

第二款 懲役一年以上ノ実刑ヲ受ケタルモノ

第三款 身代限ノ所分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサルモノ

第四款 官吏及教導職

第十二条 議員ヲ撰挙スルコトヲ得ヘキモノハ前条ノ制限ニ全シ尤

戸主タルモノニ限ル

但前条第四款ニ掲クルモノハ撰挙人タルコトヲ得

第十三条 議員撰挙ハ戸長ヨリ付与シタル用紙ニ撰挙人自己及ヒ被

撰人ノ姓名ヲ記シ予定ノ日之ヲ戸長ニ出スヘシ

第十四条 投票ハ撰挙人ノ面前ニ於テ戸長之ヲ披閱シ最モ多数ノ者

ヲ以テ当撰人トナシ全数ハ年長ヲ取り今年ハ籤ヲ以テ定ム

第十五条 投票披閱終ルノ後戸長ハ其当撰人ヲ役場ニ呼出シ当撰ノ

旨ヲ伝達シ受書ヲ出サシム当撰人受書ヲ出シタル後戸長ハ其姓名

ヲ村内ヘ公告スヘシ

但当撰人ハ故ナク其撰ヲ辞スルヲ得ス

第十六条 議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全数ノ半ヲ改撰シ第一回

二年期ノ改撰ハ抽籤ヲ以テ退任ノ者ヲ定ム

第十七条 議長副議長ハ議員ノ互撰ヲ以テ定メ其任期ハ二年トシ議

員改撰毎ニ之ヲ撰ム

但本条及十六条ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スルコトヲ得

第三章 議 則

第十八条 議員半数以上出席セサレハ当日ノ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十九条 會議ハ過半数ニ依テ決ス可否全数ナルトキハ議長ノ可否

スル所ニ依ル

第二十条 戸長及代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スルハ勿論

ナリト雖トモ評決ノ数ニ入ルコトヲ得ス

第二十一条 議員ハ會議ノ事項ニ方リ充分討論スルコトヲ得ルト雖ト

モ人身上ニ付キ褒貶毀誉ニ涉ルコトヲ得ス

第二十二条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トスモシ規則ニ背キ議長制

止^(符字)シテ命ニ順ハサルモノアルトキハ場外ニ退去セシム

第四章 開 閉

第二十三条 本会ハ毎年五月十一月ニ於テ之ヲ開ク其開閉ハ戸長之ヲ

指示□

第廿四条 通常会ノ外会議ニ付スヘキ事件アリテ戸長開会ヲ要ムル
カ或ハ議員三分ノ一以上ノ全議ヲ以テ開会ヲ要ムルトキハ臨時会
ヲ開クヘシ

〔朱書〕
庶第四百〇式号

書面会議規則認可候事

明治十四年十二月四日

神奈川県令野村靖代理

神奈川県少書記官 河野通倫(印)

〔村会決議書〕(明治一二年)伊勢原市役所蔵

〔注〕関原徳三氏所蔵資料、藤平二郎氏所蔵資料、神奈川県庁所蔵資

料、大和市役所所蔵資料等に同様のものがある。

八 愛甲郡棚沢村村会議事細則および同副則

〔朱書〕
『第一号議案』

村会議事細則

第一章 議場整理

第一条 凡ソ会議ハ午前第九時ニ始メ午後第五時ニ終ル時宜ニ依リ
之ヲ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ル

但議事ノ始終ハ撃柝ヲ以テ之ヲ報ス

第二条 議員ノ席次ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ毎会其席ニ着クヘシ

第三条 遅参ノ議員ハ先ツ議長ノ許可ヲ得テ後チ静ニ着席スヘシ又
病氣其他事故アリ欠席スルトキハ開会時限前其旨書面ヲ以テ議場

ニ届出スベシ

但無届ニテ不参スルトキハ其事由ヲ詰問スベシ

第四条 議事中ハ議員漫ニ議席ヲ退キ又ハ相私語シ或ハ吸烟シ及ヒ

総テ議事ヲ妨クル挙動アルヲ許サズ

第二章 議事

第五条 議案及ヒ其説明書等ハ発会ノ初ニ於テ議長之ヲ議員ニ頒布

スベシ

第六条 凡ソ議事ハ第一次第二次第三次ノ三会ヲ経ルモノトス其順

序左ノ如シ

但議案ノ旨趣ニ付疑問ノ条件アリトスルトキハ第一次会ニ先チ

テ第八条ノ旨ニ從ヒ質問スルモノトス

第一次会 議長先ツ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム而テ後議案

ノ大意ヲ議シ可決スルトキハ議長ハ第二次会ヲ開キ否決ス

ルトキハ該議題ハ消滅スルモノトス

第二次会 議長ハ書記ヲシテ第一次会ニ於テ大意ヲ可決シタ

ル議案ヲ逐条若クハ毎節ニ朗読セシメ議員ヲシテ之ヲ討論

審議セシム毎條議決シ畢レハ議長ハ第三次会ヲ開クヤ否ヤ

ヲ決スヘシ若シ議決スル條節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委

員ニ付シ其ノ報告ヲ待テ第三次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決ス

ヘシ

第三次会 議長ハ書記ヲシテ第二次会ニ於テ可決シタル議案

又ハ修正案ヲ朗読セシメ議員ヲシテ前会逐案審議ノ次第ヲ

再考シ全案ニ就テ可否ヲ議定セシムヘシ全案決定□□トキ

ハ議長ノ名ヲ以テ之ヲ戸長ニ差出スヘシ若シ否決スルトキ

ハ該議題ハ消滅スルモノトス

第七條 小会議ハ議案若クハ委員ノ報告書等ニ付質問ヲ要スルトキ

或ハ臨時会ニシテ唯タ戸長ヨリ申告又ハ諮問等ニ止マルトキ之ヲ

開ベシ

第八條 小会議ハ第三條第四條ヲ除クノ外敢テ本則ニ從フノ限ニア

ラズ

第九條 修正説ハ第二次会及第三次会ニ於テ提出スルヲ得

但第二次会ニ於テ賛成者ナキモノ及第三次会ニ於テ二名以上ノ

賛成者ナキモノハ之ヲ議題トシテ其可否ヲ衆議ニ問フヲ得ス

第十條 『議題消滅シタルトキハ議長修正委員ヲシテ査理セシメ再

ヒ議場へ提出スベシ』^(注)

第三章 發言

第十一條 凡ソ發言セント欲スル議員ハ先ツ起立シテ議長ト呼ヒ其

許可ヲ得ヘシ若シ二人以上同時ニ起立スルトキハ議長其一人ヲ指

揮シテ發言セシム

第十二條 討論問答トモ必ス議長ニ向テ演舌スベシ其互ニ相応答シ

又ハ着座ノ儘發言スルヲ許サズ

第十三條 議事中心ハ議長ノ姓名ヲ稱ヘズシテ議長ト呼ブベク又議員

ヲ呼フハ其席次ノ番号ヲ稱シテ其姓名ヲ呼ブベカラズ

第十四條 凡一議件未タ了ラザル間ハ他ノ事件ヲ發言スベカラズ又

一議員發言中他ノ議員發言スルヲ得ズ

第十五條 議長議案ニ就キ發言セント欲スルトキハ書記議案ヲ朗読

スルノ後直チニ其事ヲ演ヘ副議長ニ席ヲ讓ルヘシ討論中ハ其席ヲ

下リ若クハ其席ニ復スルヲ許サズ若シ副議長モ發言セント欲シ之

ヲ辞スルトキハ議長ハ議員中ノ一員ヲ指名シ之ヲ議會ニ問ヒ其決

ヲ取テ已レニ代ラシムベシ此場合ニ於テハ該議員ハ漫ニ之ヲ辞ス

ルヲ得ズ

第十六條 議長ハ議員ノ論說冗長ニ亘ルコトアリト認ムルトキハ其

發言ヲ制止スルヲ得ル

第四章 決 議

第十七条 凡ソ可否ヲ決スルノ方法ハ議員ヲシテ起立セシメ其數ヲ算シテ出席議員ノ過半数ニ依テ決スベシ

第十八条 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ其數多ナルトキハ議長ノ意見ヲ以テ其最モ原案ニ異ナリトスルモノヲ先ニスヘシ

第十九条 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ議題ヲ分合シ又ハ条項ノ順序ニ拘ハラズシテ議決セントスルトキハ其可否ヲ會議ニ問フテ之ヲ決スベシ

第二十條 討論審議中ト雖トモ議長ニ於テ論旨既ニ尽タリト認ムルトキハ之ヲ會議ニ問テ其議題ノ決ヲ取ルコトヲ得

第二十一条 可否ノ數ハ書記之ヲ檢シ其決定ハ議長之ヲ陳告ス

第五章 委員

第五節 委員

第二十二條 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ依リ委員ヲ撰ヒ議案若クハ修正案ヲ査理セシメントスルトキハ會議ノ決ヲ取り其委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ命シ又ハ議員ヲシテ之ヲ撰挙セシムベシ

第二十三條 委員ニ命セラレタル議員ハ漫ニ之ヲ辞スルヲ得ス

第二十四條 委員ハ其付托セラレタル全案ヲ改竄スルコトヲ得其意見ハ最多數ニ依テ之ヲ決シ既ニ整理シタル時ハ之ヲ議長ニ報告スベシ

但議決シタル條節ヲ整理スル場合ニ於テハ其意義ヲ變更スルコトヲ得ズ

但議決シタル條節ヲ整理スル場合ニ於テハ其意義ヲ變更スルコトヲ得ズ

〔朱書〕
『第二号議案』

村會議事細則副則

第一條 本村會ハ議事上ノ便宜ヲ量リ特務委員會ナルモノヲ開設スベシ

第二條 特務員ハ議員全數三分ノ一即チ五名ヲ撰択ス

第三條 本會ハ左ノ事項ニ限り之ヲ開クベシ

但戸長ヨリ本會ニ付スル事件ト雖トモ會員ノ見込ニ依リ更ニ本會議トナスヲ得

一 細少ノ事件(人民ニ關係無キモノニ限ル)ニシテ臨時評議ヲ要スル事

一 他ノ規則ニ明文アル□□

第四條 本會員ハ議員ノ互撰ヲ以テ之ヲ挙クルモノトス

但其選舉ハ可成各最寄ニ散□スルヲ要ス

第五條 本會員ハ其性格普通議員ト異ナルコトナシ

但其ノ任期ハ二年トシ議員ノ更選毎ニ改選スベシ

第六條 本會員ハ其議決シタル事件ヲ其後開ケタル村會ニ報告スベシ

第七條 本會ハ別ニ議案書ヲ用セズ尤其議事ハ筆記スベシ

(十三年度通常村會議案目錄)(明治一三年) 関原徳三氏蔵)

六 高座郡町村連合會規則および同議事細則

(一一一)

(一)

高座第八百九号

本郡各町村及數町村連合會規則別紙之通本郡各町村連合會ニ於テ

決議認可相成候条此旨公告候事

明治十四年十一月十五日

高座郡長今福元頼代理

高座郡書記 伴野淳蔵

別紙

神奈川縣高座郡町村連合會規則

第一章 総則

第一條 當連合會ハ本郡各町村又ハ數町村ノ公共ニ関スル事件及其

支出徴収方法ヲ議定ス

第二條 本郡各町村連合會ノ議案ハ郡長之ヲ發シ數町村連合會ノ議

案ハ各戸長協議ノ上之ヲ發ス

第三條 町村連合會ニ於テ第一條ニ掲ル事件ニ付議員ヨリ意見書ヲ

出ストキハ本郡各町村連合會ハ郡長數町村連合會ハ戸長之ヲ審査

シ當ニ議スヘキ意見ト認ムルニ於テハ直チニ之ヲ會議ノ議案ト為

スヘシ

第四條 本郡各町村連合會ノ決議ハ議長ヨリ郡長ニ數町村連合會ノ

決議ハ議長ヨリ戸長ニ届出郡長又ハ戸長ハ十日以内ニ関係町村内

へ公告シ然ル後チ施行スルモノトス

第五條 町村連合會ニ於テ連合町村□利害ニ関スル事件ニ付県令ニ

建議セントスル者アレハ議長ノ許可ヲ得テ之ヲ會議ニ付シ過半数

ノ同意ヲ得タルトキハ其會議長ノ名ヲ以テ建議スルコトヲ得

第六條 町村連合會ハ議事細則ヲ議定シ郡長ノ認可ヲ得テ之ヲ履行

スヘシ

第二章 撰挙

第七條 本郡各町村連合會ノ議員ハ各町村會議長議長事故アルトキハ副議長ヲ以

テシ數町村連合會ノ議員ハ各町村會ノ議員ヲ以テス但シ四ヶ村以

内ハ各町村議員ノ半数奇數ハ寡數ニヨル該人名指定ハ互撰ヲ以テ之ヲ定ム

五ヶ村ヨリ十ヶ村迄ハ正副議長正副議長ノ中事故アルトキハ以上ハ

每町村議長議長事故アルトキハ副議長一員ヲ以テ之ニ充ツ尤モ數町村連合會ニ

於テ町村中分列ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ分列町村ヨリ適宜議員

ヲ出スヲ得

第八条 本郡各町村連合会及数町村連合会ノ議長ハ毎會議員ニテ五

撰シ本郡各町村連合会ハ郡長ハ数町村連合会ハ戸長ハ届出ルモノ

トス

第九条 本郡各町村連合会及数町村連合会ノ議長副議長及議員ハ俸

給ナシ但會期中滞在日当及往復旅費ヲ給ス其額ハ會議ノ議決ヲ以

テ之ヲ定ム

第十条 書記ハ議長之ヲ撰ヒ會議ノ庶務ヲ整理セシム其ノ俸給ハ會

費ノ中ヨリ之ヲ支給ス

第三章 議 則

第十一条 議員半数以上出席セサレハ当日ノ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十二条 會議ハ過半数ニ依テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ可否

スル処ニ依ル

第十三条 本郡各町村連合会ニ於テハ郡長若クハ其代理人人数町村連

合会ニ於テハ戸長若クハ其代理人ハ議案ノ旨趣ヲ弁明スルヲ得ル

ト雖トモ決議ノ数ニ入ルコトヲ得ス但第三条ニ掲クル議案ノ旨趣

ハ其意見書ヲ出セル議員之ヲ弁明スルコトヲ得

第十四条 會議ハ傍聴ヲ許スト雖トモ本郡各町村連合会ニ於テハ郡

長数町村連合会ニ於テハ戸長ノ需メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ

傍聴ヲ禁スルコトヲ得

第十五条 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス然レトモ人身上ニ

付褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス

第十六条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ背キ議長之

ヲ制止シテ其命ニ順ハサルモノアルトキハ議長ハ之ヲ議場外へ退

去セシム其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルヲ得

第四章 開 閉

第十七条 本郡各町村及数町村連合会ハ其議スヘキ事件アレハ毎年

壹度四月ニ於テ之ヲ開キ會期ハ臨時會通常會ヲ不論十日以内トス

其開閉ハ本郡各町村連合会ハ郡長数町村連合会ハ各戸長協議ノ上

之ヲ命ス

第十八条 本郡各町村連合会数町村連合会ハ町村議員三分一以上ヨ

リ開會ヲ要求スルカ又ハ郡長ノ意見ヲ以テ各町村連合会ヲ各戸長

ノ意見ヲ以テ数町村連合会ヲ臨時ニ開クコトヲ得

右高座郡各町村連合会及数町村連合会規則前記ノ通決議相成候間速

ニ御許可可奉願候也

(附字)

高座郡町村連合会規則草按委員

金子小左衛門

明治十四年十一月八日

高座第八百八十八号

(二)

高座郡各町村及数町村連合会ニ併用スヘキ議事細則別冊之通り各町村連合会ニ於テ評決認可相成候ニ付テハ本會議長ノ求メニヨリ宍部宛各町村会ヘ及回送候事

明治十四年十二月一日

高座郡役所

庶務掛

各町村会

議長中

(別冊)

神奈川県高座郡町村連合會議事細則

議場整理

第一条 凡ソ會議ハ午前第十時ニ始リ午後第四時ニ終ル時宜ニヨリ

之ヲ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ル

但會議ノ始終ハ起立シテ礼ヲ為スヘシ

第二条 議員ノ席次ハ毎会ニ先タチ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ会期中其席

ニ着キ漫ニ議席ヲ退キ又ハ相私語シ或ハ吸烟シ總テ議事ヲ妨クル

挙動アルヲ許サス

第三条 遅參ノ議員ハ先ツ議長ノ許可ヲ得テ後チ静ニ着席スベシ若

シ病疾事故アリ欠席スルトキハ開會時限ニ先チ其旨議長ニ届出ツ

ベシ

議事

第四条 議案及其説明書等ハ發会ノ初ニ於テ議長之ヲ議員ニ頒布ス

ヘシ

第五条 凡ソ議事ハ第一次第二次第三次ノ三会ヲ經ルモノトス其順

序左ノ如シ

第一次会

議長ハ先ツ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム而シテ其議案ニ付疑問ノ条件アリト思慮スルモノハ議長若クハ主任者ニ向ヒ之ヲ質問スヘシ而シテ後チ議案ノ大意ヲ議シ可決スルトキハ議長ハ第二次会ヲ開キ否決スルトキハ該議題ハ消滅スルモノトス

第二次会

議長書記ヲシテ第一次会ニ於テ大意ヲ可決シタル議案ヲ逐条若クハ毎節ニ朗読セシメ議員ヲシテ之ヲ討論審議セシム毎条議決シ畢レハ第三次会ヲ開クヤヲ決スヘシ若シ議決スル条節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員ニ付シ其報告ヲ待チ第三次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ

第三次会

議長ハ書記ヲシテ第二次会ニ於テ可決シタル議案又ハ修正案ヲ朗読セシメ議員ヲシテ前会逐条審議ノ次ヲ再考シ全案ニ就テ可否ヲ議定セシムベシ全案決定スルトキハ議長ノ名ヲ以テ之ヲ本郡各町村連合会ハ郡長ヘ数町村連合会ハ戸長ヘ差出スヘシ若シ否決スルトキハ該議題ハ消滅スルモノトス

第六条 小会議ハ議案若クハ委員ノ報告書等ニ付質問ヲ要スルトキ之ヲ開クヘシ此場合ニ於テハ議長ハ副議長之ヲ勤ムヘシ但小会議ニ於テハ第二条ヲ除クノ外本則ニ従フコトヲ要セス

第七条 修正説ハ第二次会及第三次会ニ於テ提出スルヲ得ルト雖トモ第二次会ニ於テ賛成者ナキモノ及第三次会ニ於テ五名以上ノ賛成者ナキモノハ之ヲ議題トシテ其可否ヲ衆議ニ問フヲ得ス

発言

第八条 凡ソ発言セント欲スル議員ハ先ツ起立シテ議長ト呼ビ自己ノ番号ヲ唱ヒ其許可ヲ得ヘシ若シ二人已上同時ニ起立スルトキハ議長其一人ヲ指揮シテ発言セシメ会期中ハ総テ議長ノ姓名ヲ稱ヘスシテ議長ト呼フベシ又議員ヲ呼フハ其席次ノ番号ヲ呼フヘク直ニ氏名ヲ稱呼スルヲ許サス

第九条 討論問答トモ必ス議長ニ向テ演述スヘシ其互ニ相応答シ又

ハ着席ノ儘発言スルヲ許サス

第十条 凡ソ一議件未タ了ラサル間ハ他ノ事件ヲ發言スヘカラス又一議員發言中他ノ議員發言スルヲ得ス

第十一条 議長議案ニ就キ發言セント欲スルトキハ書記議案ヲ朗読スルノ後直ニ其事ヲ演ヘ副議長ニ席ヲ讓ルヘシ討論中ハ其席ヲ下リ若クハ其席ニ復スルヲ得ス若シ副議長モ亦發言セント欲シ之ヲ辞スルトキハ議長ハ議員中ノ一員ヲ指名シ之ヲ議會ニ問ヒ其決ヲ取り已レニ代ラシムヘシ此場合ニ於テ該議員ハ漫ニ之ヲ辞スルヲ得ス

第十二条 第三次会ニ於テハ一議題ニ付發言二回ニ超ユルコトヲ得ス

第十三条 議長ハ議員ノ論說冗長ニ亘ルコトアリト認ムルトキハ其發言ヲ制止スルヲ得

決議

第十四条 凡ソ可否ヲ決スルノ方法ハ議長ハ議員ヲシテ起立セシメ書記ニ命シテ之ヲ檢セシメ出席議員ノ過半数ニ依テ決定シ之ヲ陳告ス

第十五条 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ其数多ナルトキハ議長ノ意見ヲ以テ其最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニスヘシ

第十六条 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニヨリ議題ヲ分合

シ又ハ条項ノ順序ニ拘ハラスシテ議決セントスルトキハ其可否ヲ

會議ニ問フテ之ヲ決スヘシ

第十七条 討論審議中ト雖トモ議長ニ於テ論旨尽タリト認ムルトキ

ハ之ヲ會議ニ問テ其議題ノ決ヲ取ルコトヲ得

委員

第十八条 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ依リ委員ヲ撰ヒ

議案若クハ修正案ヲ査理セシメントスルトキハ會議ニ問ヒ可決ス

ルトキハ議長ハ委員ノ數ヲ決シ^奇數而シテ其委員ハ議員ヲシテ互撰

セシメ議長之ヲ命ス此場合ニ於テハ委員ニ命セラレタル議員ハ漫

リニ之ヲ辞スルヲ得ス

第十九条 委員ハ其付托サレタル全案ヲ改竄スルコトヲ得其意見ハ

最モ多數ニ依テ之ヲ決シ既ニ整理シタルトキハ之ヲ議長ニ報告ス

ヘシ但議決シタル条節ヲ整理スル場合ニ於テ其意見ヲ變スルコト

ヲ得ス

高座郡各町村連合會及數町村連合會議事細則前記之通決議相成候間

速ニ御認可奉願候也

明治十四年十一月九日

高座郡各町村連合會

委員 上野 清兵衛

全 中村 鉄之助

全 金子 小左衛門

議長 富田 一三

高座郡長 今福元 顯殿

高座第七百九十九号

書面認可候事

明治十四年十一月十日

高座郡長 今福元 顯

(高座郡相原村役場「本郡諸達」(明治一四年)相模原市史資料室蔵)

八六 町村會議員の分限に関する件通牒および

達(一一二)

(一)

本県庶務課ヨリ通牒

庶第一千三百六十号

村會議員タルモノハ其村内公共ニ関スル事件ニ付経費予算等ヲ議決
スルノ任ヲ帶フルニ止マリ候義者勿論ニ候処往々一般人民ノ総代ト
誤解シ諸願書へ議員之名目ヲ掲ケ差出候モノ有之不都合之次第ニ付
自今右様之弊無之様御注意各戸長江モ便宜御諭示置有之度此段予テ

申進置候也

明治十五年三月廿四日

本県庶務課

愛甲郡役所御中

(「指令同綴」大矢あひ氏蔵)

庶〔乙第百三十七号〕

(一)

戸長役場

町村会議員ハ明治十三年四月第拾八号布告区町村会法第一条ニ掲クル事項ヲ議決スルノ職ヲ帯フルニ止リ候ハ該公布ノ明文ニテ判然致居候処議員ハ百般ノ事務町村人民ノ総代タル性質ヲ有スルモノト誤解シ町村ノ諸願伺等ニ至ルマテ議員ノ名義ヲ以差出シ候向キ往々有之不都合ニ付議員ト人民総代トハ判然分別シ混淆セサル様注意ヲ加ヘ便宜夫々諭示致置可申此旨相達候事

(神奈川県布達)

(注)この布達は明治一六年六月一八日付のものである。

八七 戸長役場筆生の町村会議員兼務差止に

関する件諭達

第六百八十六号

戸長役場

町村戸長役場筆生ニシテ其町村会ノ議員タルハ敢テ差支無之義ニ候得共協議費徴収支出予算ニ関シ之ヲ議スルニ至ラハ人民疑惑ヲ生スル一端ニ付自今筆生ニシテ議員ニ公撰セラレシ時ハ孰レカ其一方ヲ辞セシメ或ハ筆生勤務ノ者ハ可成撰挙セサル明文ヲ町村会規則ニ掲載候様可致旨其筋ヨリ内訓ノ次第モ有之候条此旨諭達候事

明治十七年四月四日

大住海綾兩郡長 飯岡頼重

(「照会留」(明治一七年)曾根田重和氏蔵)

八六 橘樹郡大豆戸村他七か村連合会議事細則

連合会議事細則

第壹条

議場整理

一 会議ハ午前九時ニ始メ午後四時ニ終ル

但時宜ニ依リ議長之ヲ伸縮スルコトヲ得